

○熊本県警察の電子署名に関する訓令

平成19年12月27日
本部訓令第23号

熊本県警察における電子文書が真正なものであることを認証するための電子署名等に関しては、別段の定めのあるものを除くほか、熊本県電子署名規程(平成16年熊本県訓令第37号)の例による。この場合において、次の表の左欄に掲げる同規程の規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年1月4日から施行する。

附 則(平成26年3月17日本部訓令第3号)

この訓令は、平成26年3月28日から施行する。

附 則(平成26年12月5日本部訓令第14号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 (略)
- 3 (略)

(熊本県警察の電子署名に関する訓令の一部改正)

- 4 熊本県警察の電子署名に関する訓令(平成19年熊本県警察本部訓令第23号)の一部を次のように改正する。

表右欄中「熊本県警察における行政文書の管理に関する訓令(平成13年熊本県警察本部訓令甲第12号)第14条に規定する文書取扱担当者」を「熊本県警察行政文書取扱訓令(平成26年熊本県警察本部訓令第14号)第9条に規定する文書取扱補助者」に改める。

※ 別表 (略)